

第5部 国際関係の動き

第22章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関による活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融各分野の業態別又は業態横断的な国際的な会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、原則・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく積極的な貢献に務めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会

概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な目的としている。

特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供

国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するため、銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整

国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するため、共通の監督基準の設定

3. 組織（資料22-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、当庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements（BIS））本部において開催され、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立の存在となっている。

（2）小委員会の構成

バーゼル委員会は、その下に、自己資本小委員会、リスク管理小委員会、透明性小委員会、モデルタスクフォース、会計タスクフォース、リサーチタ

スクフォースなどを設置しており、それぞれバーゼル委員会に参加している機関の専門家等により構成されている。

4．性格

バーゼル委員会には、公式の国際的な監督権限はなく、従ってその合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものである。

5．我が国の対応

我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させており、国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献している。現在、バーゼル委員会での議論の中心となっている自己資本比率規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行っている。

活動状況

1．概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準を策定する観点から、以下の課題を中心として幅広く検討を行っている。

まず、一般的な課題として、自己資本比率規制の国際統一化（いわゆる「BIS規制」）、健全なリスク管理のあり方、ディスクロージャー向上、銀行の会計基準のあり方がある。更に、電子バンキングの監督といった最近の監督上の重要課題や、国際的に活動する銀行に対する有効な監督の観点から、クロスボーダー銀行業務の監督、そして実効的な銀行監督のための諸原則についても議論を行っている。

会議は委員会、小委員会等とともに、それぞれ年4回程度開催されることとなっているが、自己資本比率規制見直し等の課題に対応するため、開催頻度は高まっている。

2．BIS規制の見直し（資料22-1-2参照）

（1）見直しの経緯と今後の日程

BIS規制は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年に設定された。

これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改訂が行われてきた。しかしながら、現行のBIS規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に

適合しなくなってきたことから、1998年にB I S規制の抜本的見直しについて検討を開始した。

バーゼル委員会は、B I S規制見直しに関する第2次案(2001年1月公表)に対し寄せられたコメントの検討と銀行界との意見交換等を継続してきた。また、2002年10月には新B I S規制の影響度に関する調査を行った。それらの結果を踏まえ、2003年4月にB I S規制見直しに関する第3次案を公表した(コメント期限:本年7月末)。バーゼル委員会は、第3次案に対するコメント等を踏まえ、本年末までに新B I S規制を完成することを目指している。その後、国内での準備期間を経て、2005年末から試験的な計算を開始し、2006年末から本格実施に移す方向で検討を進めている。

(2) 見直しの基本的な視点

新たな枠組みの検討に当たっては、以下を基本的視点としている。

当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ

今回の見直しにおいては、銀行自身による自己資本戦略の策定、リスク管理の向上、ディスクロージャーの充実に重点が置かれている。更に、銀行に多様な選択肢を提供し、銀行自身の内部管理手法を規制上利用する道も開くこととしている。

銀行経営上のリスクをより正確に計測

今回の見直しにおいては、信用リスク量や事務リスク量の違いを自己資本比率の分母に反映するような枠組みが示されている(ただし、分子の「自己資本」や最低比率「8%」についての見直しはしない。)

(3) 見直し後のB I S規制の構成

今回の見直しは3つの柱からなっている。

第一の柱 最低自己資本比率規制

現行B I S規制に相当する。分子(資本の定義)や最低比率(8%)は現行通りだが、分母(リスク)の計測手法が精緻化される。

第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していく。

第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高める。

このうち第1の柱に関しては、以下の2点がポイントとなる。

ア. 信用リスク計測の精緻化

銀行に、標準的手法と内部格付手法のうちから選択することを認める。

標準的手法: 現行規制ベースに修正を加えた方法。

内部格付手法: 銀行が内部管理のために行っている格付を利用して、借り手の信用リスクを評価する方法。このなかでも、

更に、基礎的なものと先進的なものの選択を認める。

イ．オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案、銀行の選択にゆだねることとしている。

3．銀行のリスク管理の指針作成

2003年2月、『オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス』を公表し、見直し後のB I S規制の下でオペレーショナル・リスクに対する効果的管理及び監督のための枠組みを規定する一連の原則を示した。

4．銀行のディスクロージャー向上

バーゼル委員会は、国際的に活動する主要な銀行を対象とした、2001年度版年報のディスクロージャー・サーベイを実施し、その結果を2003年5月に公表した。本報告書は、(ア)B I S規制見直し案における第三の柱(市場規律の促進)で示されている開示項目と比較をするために、銀行による開示実務の現状について確認することや、(イ)分野毎のディスクロージャー状況を示すことによって、銀行監督者や銀行業界にとって今後の手引きとなることを目的としている。

5．電子バンキング

近年の急速な情報技術の革新に伴う、インターネット等を利用した電子バンキングのめざましい普及・展開等を受け、バーゼル委員会では、電子バンキング小委員会を設け、監督行政上の問題について検討をしている。特に、クロスボーダーの電子バンキング業務に特有の追加的なリスク管理原則に着目し、2002年10月には『クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督』を公表し、パブリックコメントを求めた。

6．クロスボーダー銀行業務の監督

(1) バーゼルコンコルダット

国際的に活動する銀行に対する監督の有効性をいかに確保するかを議論することは、バーゼル委員会の目的の一つとなっており、当該目的を実現するため、1975年9月『銀行の海外拠点監督上の原則(バーゼルコンコルダット)』(1983年6月改訂)が公表された。バーゼルコンコルダットは、銀行の海外拠点監督にあたり、現地当局と母国当局との間の責任分担についての原則を定めている。

(2) 最低基準

1992年7月、B C C I破綻の経験から、コンコルダットの有効性を確保するための基準として『国際的業務を営む銀行グループおよびその海外拠点の監督のための最低基準(いわゆる『最低基準』)』が公表されており、銀行の海外拠点を監督するに当たって、現地・母国当局の両方が備えるべき4つの

基準が定められている。

(3) クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書

さらに、最低基準を非G10諸国を含む世界各国の銀行監督当局が実施していくことを促すため、オフショア金融センターの銀行監督当局と協力して、1996年10月、『クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書』を作成した。『クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書』には、連結ベースの監督を効果的に実施していく上での障害を取り除くため、母国当局と現地当局との間の情報交換や双方の当局による有効な監督実施に係わる提言が盛り込まれている。

7. 銀行監督のためのコアとなる諸原則

(1) バーゼル・コア・プリンシプル

1996年6月のリヨン・サミットのG7コミュニケを受け、金融システムの安定性を強化する目的から、1997年9月、『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(コア・プリンシプル)』を策定した。コア・プリンシプルは、15の新興市場諸国の監督当局との緊密な協力の下に作成されたもので、ここでは、監督体制が実効的たりうるため、バーゼル委員会が、なくてはならないと考える25の諸原則が提示されている。

(2) コア・プリンシプル・メソドロジー

1998年10月、世界銀行監督者会議において、参加した120カ国により、コア・プリンシプルが採択されたことを受け、バーゼル委員会では、その遵守状況の調査及び実施を促すための作業を行うため、コア・プリンシプル・リエゾン・グループを結成した。コア・プリンシプル・リエゾン・グループでは、コア・プリンシプルの遵守状況をレビューするための詳細なメソドロジーの作成作業を行い、1999年10月には、『コア・プリンシプル・メソドロジー』が公表された。メソドロジーでは、それぞれの原則ごとの遵守状況に関する基準が、「必須基準」及び「補足基準」の2種類に分かれて示されている。「必須基準」とは、効果的な監督であると評価されるために、当該国が一般的に有していなければならない要素であり、「補足基準」とは、監督をより強化するために、各国が実施するよう努力すべき要素である。同メソドロジーは、銀行監督当局自身による自己評価はもちろん、IMFや世銀によるレビューにも活用される。

世界銀行監督者会議

バーゼル銀行監督委員会が中心となり、世界の金融監督者及び地域の監督者機構の代表が集まる世界銀行監督者会議(International Conference of Banking Supervisors(ICBS))が2年に一度開催されている。第12回世界銀行監督者会議は、2002年9月南アフリカのケープタウンにて開催された。同会議においては、BIS規制の見直しや新興市場諸国における安定的な金融環境の整備などについて、意見交換が行われた。我が国からは、金融庁および日本銀行が出席した。

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions : IOSCO)は、102の国・地域(2003年6月末現在)の証券監督当局、証券取引所等から構成されている国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员(Ordinary Member : 証券規制当局) 準会員(Associate Member : その他当局) 及び協力会員(Affiliate Member : 自主規制機関等)を併せて、168機関(2003年6月末現在)となっている。
- (2) IOSCOの前身は、米国及びカナダが、ラテン・アメリカ諸国の資本市場育成のため、これら諸国の証券監督当局や証券取引所等の指導を目的として1974年に発足した「米州証券監督者協会」であるが、1983年に米州域外の国々も加盟できるように規約が改正され、1986年のパリにおける第11回年次総会で名称を現在のIOSCOに改めた。
- (3) 我が国からは、1988年11月のメルボルンにおける第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時に、それまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会员)の加盟地位を承継し、我が国からの普通会员となっている。また、現在、1993年10月のメキシコシティにおける第18回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会に加えて、商品先物を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。なお、IOSCOは毎年1回年次総会を開催しているが、1994年6月には第19回年次総会が東京で開催された。
- (4) IOSCOの本部事務局は、1986年から2000年末までモントリオール(カナダ)に置かれていたが、2001年1月よりマドリッド(スペイン)に移転されている。

2. 目的

IOSCOは、以下の4つを目的としている。

公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること

国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること

国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること

基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと

3. 組織(資料22-2-1参照)

(1) 代表委員会

代表委員会 (Presidents Committee) は、すべての正会員の代表者によって構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての事項についての決定権限を有する。代表委員会は、年1回、年次総会時に開催される。代表委員会の下には、理事会(Executive Committee)及び地域委員会(Regional Committee)が置かれている。

なお、次回の第28回年次総会は2003年10月に韓国ソウルで開催予定である。

(2) 理事会

理事会は、専門委員会議長、新興市場委員会議長、各地域委員会議長及び各選出会員、代表委員会により選出された9普通会員により構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての決定を行う。年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はポルトガルである。理事会の下には、専門委員会(Technical Committee)、新興市場委員会(Emerging Markets Committee)及び原則実施委員会(Implementation Committee)が置かれている。また、自主規制機関等により構成される自主規制機関諮問委員会が置かれている。

(3) 専門委員会

専門委員会は、理事会により1987年5月に設置され、先進国・地域の15の普通会員により構成され、年次総会時を含め、年3回程度開催されている。専門委員会は、証券分野についての国際的な規制上の課題について検討・調整を行っている。この専門委員会が、事実上、IOSCOの活動の中心となっている。現在の議長は豪である。

専門委員会の下には、5つの常設委員会(SC: Standing Committee)(2001年3月に従来の作業部会から名称変更)が設けられており、専門的な議論が行われている。また、2002年1月に、現下の証券問題を議論するために、専門委員会の下に、主要証券当局の議長またはその代理クラスから成る議長委員会(Chairs' Committee)が設置された。さらに、専門委員会の下には、特に専門性の高い課題について検討を行うため、幾つかのプロジェクト・チームが置かれている。

(4) 地域委員会

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国は、アジア・太平洋地域委員会(Asia Pacific Regional Committee)に属しており、同委員会は年2回程度開催されている。

(5) 原則実施委員会

代表委員会の下に置かれている原則実施委員会においては、1998年9月にIOSCOが公表した「証券規制の目的と原則」における各原則(合計30の原則)の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソドロジー)を作成したところであり、次回代表委員会で承認される予定である。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、上記の目的の下、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定めてきている。これらは法的拘束力はない一方、メンバーがこれを踏まえて行動することが促されるものである。具体的にどのような対応をとるかは各メンバーの裁量に委ねられている。

5. 我が国の対応

我が国は、専門委員会を始め、理事会及びアジア・太平洋地域委員会のメンバーとして、また専門委員会の下に置かれている議長委員会や5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に参画している。なお、我が国（旧大蔵省）は、1990年から1999年まで、流通市場規制に関する作業部会の議長を務めていたが、金融庁発足以降も、専門委員会の下に設置された証券アナリストに関するプロジェクト・チーム（2001年3月～2003年2月）の議長を務めるなど、IOSCOの活動に積極的に貢献している。

活動状況

1. 概要

IOSCOの活動の中心である専門委員会は、傘下の各常設委員会や各プロジェクト・チームの活動等について必要な指示を行うとともに、その時々々の証券市場における課題等について議論を行っている。

専門委員会では、議長委員会による検討結果を受けて、2002年10月に、証券市場における投資家の信認確保のために必要な3つの重要な分野について、証券規制当局を導く声明（ステートメント）を発表した。すなわち、「上場企業による継続開示及び重要な事項の報告に関する原則」、「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」及び「監査人の監督に関する原則」である。IOSCOは、これら3つの原則を金融安定化フォーラム（FSF）に報告した。また、専門委員会は、2003年2月には「経営者による財政状態と経営成績の検討と分析（MD&A）に関する一般原則」を発表した。

2. 議長委員会

（1）監査・開示の問題に関する取組み

2002年6月の会合において「開示・透明性に関するタスク・フォース」及び「監査に関するタスクフォース」を設置し、金融庁からも参加して検討を進めた結果、上記3つの声明をとりまとめ、2002年10月に専門委員会に報告した。

（2）証券アナリスト及び信用格付機関の問題に関する取組み

現在、証券アナリストに関するプロジェクト・チームが2003年2月にとりまとめた報告書を踏まえて、「証券アナリストに関する原則」のとりまとめに向けて検討しているところである。また、「信用格付機関に関する原則」のとりまとめに向けても検討しているところである。

3. 「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会(S C 1)

多国間市場における証券の募集及び上場に係る「会計」、監査及び「ディスクロージャー」を検討課題としており、その傘下に会計小委員会、監査小委員会及び開示小委員会が置かれており、金融庁はこれら小委員会にもすべて参加している。

会計については、2000年5月の年次総会(シドニー)において、外国発行体によるクロスボーダーの証券の募集・上場における財務諸表作成のための会計基準として国際会計基準(IAS)の使用を容認するよう勧告されたところである。その際、メンバー国が必要に応じて追加的措置(調整・開示・解釈)を講じることが容認されている。2001年4月に設立された国際会計基準審議会(IASB)では国際財務報告基準(IFRS)(旧IAS)の整備・改善作業を進めてきているところであり、SC1ではそのレビューを行っている。

監査については、国際会計士連盟(IFAC)に設置された国際監査・保証基準審議会(AASB)が作成する国際監査基準(ISA)のレビューを行っているほか、2003年3月の金融安定化フォーラム(FSF)プレスリリースを受け、AASBの作業に対する公益の観点からの監督のあり方について議論を行っているところである。

開示については、1998年9月の年次総会(ナイロビ)で決定された「外国発行体によるクロスボーダーの株式募集・上場に係る国際開示基準(DS)」の拡充等について検討している。上記の「経営者による財政状態と経営成績の検討と分析(MD & A)に関する一般原則」をとりまとめ、SC1として専門委員会に報告した。

4. 「流通市場規制」常設委員会(S C 2)

「売買停止と市場閉鎖」についての報告書を2002年10月にとりまとめ、「指数化:証券指数と指数デリバティブ」についての報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書としてそれぞれ公表した。また、空売りの透明性、自社株買いに係る規制等について検討を行っている。

5. 「市場仲介者」常設委員会(S C 3)

クロスボーダーの環境下にある市場仲介者の規制のあり方や証券会社の自己資本規制の比較等について検討を行っている。

6. 「法務執行及び情報交換」常設委員会(S C 4)

証券分野の情報交換を促進するために2002年5月の年次総会(イスタンブール)で採択された多国間MOU(Memorandum of Understanding)の署名申請国に対する審査を行っている。また、国際間にわたる証券犯罪に対応するため、各国当局間で情報提供や協力がより円滑に行えるよう検討を行ってきた。さらに、本人確認等に関するタスク・フォースにおいて、証券分野における各国の本人確認制度についての調査・分析を行っている。

7. 「投資管理」常設委員会(S C 5)

「(集団投資スキーム(CIS)の)払戻しの停止：2001年9月11日のケーススタディーと一般原則」、「投資管理のリスク評価」及び「投資管理：規制上懸念のある分野とリスク評価方法」についての各報告書を2002年10月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表した。また、「リテール投資家によるヘッジ・ファンドへの投資から生じる規制及び投資家保護に関する課題」及び「CISによる運用実績表示基準：ベスト・プラクティスの基準」についての各報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表した。さらに、CISへの投資に係る手数料の開示といった課題についての検討を行っている。

8. 証券決済システムに関するタスク・フォース

G10中央銀行からなる支払・決済システム委員会(CPSS)とIOSCO専門委員会が合同で1999年12月に設置した証券決済システムに関するタスク・フォースは、「証券決済システムのための勧告」(CPSS及びIOSCO専門委員会が2001年11月に公表)についての各国の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソドロジー)について検討を行い、2002年11月に「『証券決済システムのための勧告』を評価するためのメソドロジー」をとりまとめ、CPSS及びIOSCO専門委員会の報告書として公表した。タスク・フォースは、現在、証券決済システムにおける中央清算機構のリスク管理のあり方について検討を行っている。

第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

概要

1. 名称

保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors: IAIS)

2. 設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

保険監督者間の協調の促進

国際保険監督基準の策定

加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援

他の金融分野の監督機関との連携

3. 構成

2002年度中に新たにバーレーンとクウェートがメンバーとなった他、オブザーバーは5者増加した（2003年6月現在）。

メンバー：各国・地域の保険監督当局等（112）

オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（70）

4. 組織（資料22-3-1参照）

年に一度開催される年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、四半期ごとに定例で開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

なお、2003年4月に専門委員会議長にカーブ氏（豪）が、また2003年6月に事務局長に日本人の河合美宏氏がそれぞれ就任した。

- （1）執行委員会（議長：アギレラ メキシコ保険委員会議長、年4回開催）主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した15の国・地域（北米：3、西欧：3、アジア：3、オセアニア：1、中南米：1、サブサハラ・アフリカ：1、中東・北アフリカ：1、中東欧：1、オフショア：1）から構成されている。2002年9月の年次総会（チリ サンチャゴ開催）においてアジア枠が2から3へ増加したのに伴い、新たにインドがメンバーとなった。我が国は、98年よりメンバーとして参加している。
- （2）専門委員会（議長：カーブ豪金融規制機構・上級部長、年4回開催）執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌。我が国は、メンバーとして参加している。
- （3）小委員会、作業部会：専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたり2003年6月現在、14の小委員会、作業部会、タスクフォースがある。

(4) 事務局(局長:河合美宏氏、事務局員9名、)

局員のうち1名は2002年4月より我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家。

所在地:スイス バーゼル(国際決済銀行内)

5. 我が国の対応

現在、執行委員会と専門委員会以外に、コア・プリンシプル改定タスクフォース、ソルベンシー小委員会、再保険小委員会、ディスクロージャー小委員会、会計小委員会等、主要な小委員会、作業部会、タスクフォースに金融庁は主要メンバーとして積極的に参画している。

活動状況

1. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。なお、2001年度までに5つの原則、7つの基準、5つの指針を策定したのに加えて、2002年9月の年次総会において、「再保険会社の監督のための必要最低限の原則」を新たに承認した。現在、各小委員会で取り組んでいる主な作業は以下の通り。

(1) 保険監督のコア・プリンシプルの改定

2003年10月のシンガポール年次総会での採択を目指して、保険監督の基本原則である「保険コア・プリンシプル」の改定作業を行っている。本コア・プリンシプルは、保険監督全般にわたる基本原則であり、IMFによる金融セクター評価プログラムにおいても利用されている。

(2) 保険会社のソルベンシー(健全性)に係る基準の策定

2003年10月の年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「ソルベンシーと当局の措置に関する指針」及び「監督の一部としての保険数理人の活用の指針」等の策定作業を行っている。

(3) 再保険の監督基準策定に向けた取り組み

2003年10月の年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「再保険会社の監督基準」の策定作業を行っている。

(4) ディスクロージャー(情報開示)基準策定に向けた取り組み

損害保険/再保険会社の保険契約に係る業績に関する開示基準の策定作業を行っている。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。また我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出(2002年度:3,367万円)するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

概要

ジョイント・フォーラム(Joint Forum)は、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO及びIAISを母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合である。1996年に発足した「金融コングロマリット合同会合」(Joint Forum on Financial Conglomerates)が1999年に現在の名称に変更され、三母体委員会に共通する監督上の諸問題を含め、幅広いテーマについて検討している。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まってきていることから、我が国はその発足時からこの会合に積極的に参画している。

活動状況

(1) ジョイント・フォーラムは、年3回のペースで開催されており、2002年度は、リスクの管理、移転の調査等を行っている。

リスクの管理、移転の調査

銀行・証券・保険の業態間におけるリスクの統合管理、経営リスクの移転について調査している。

情報開示の状況に関する調査

銀行・証券・保険の監督当局が構成する作業グループが2001年4月に発表した情報開示に関する提言を、3業態(銀・証・保)等の市場参加者がどの程度満たしているかの調査を行っている。